

首都大学東京 法科大学院  
平成30年度 2年履修課程

憲法・民法・刑法 試験問題  
(平成29年10月28日実施)

試験時間 午前10時30分～午後1時30分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に、①2017年度法科大学院全国統一適性試験受験票及び②本学受験票を置いてください。(①と②の面方が必要です。)机上には、上記受験票、筆記用具、時計、眼鏡、ティッシュペーパー、目薬以外の物を置くことはできません。
- (2) 筆記用具は、黒インクのボールペン又は万年筆に限ります。机の上に置ける筆記用具はこれだけです。これ以外の筆記用具を用いた場合は、0点として採点します。また、消しゴム等で消すことのできるインクや2色(又は複数色)のボールペン等、マーカー、修正液及び定規等の使用も認めません(答案の下書きや問題冊子への書込みも含む。)
- (3) 携帯電話又はそれに類する通信機器等は身につけず、必ず電源を切って鞆等の中にしめてください。それらを時計として用いることはできません。
- (4) 耳栓、イヤホン又はそれに類するものの使用は禁止します。
- (5) 受験中の飲食は一切禁止します。ペットボトル等を持っている場合には必ず鞆の中にしめて、机の上等に置くことはしないでください。
- (6) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (7) この問題冊子は表紙を含めて4頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (8) 答案用紙の所定の欄に、受験番号及び氏名を必ず記入してください。なお、所定の欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。
- (9) 答案用紙は、各科目1枚(両面記載)のみ配布しますので、汚損しないよう注意してください。また、解答すべき答案用紙の科目を間違えないように注意してください。
- (10) 配布した「法科大学院試験六法」は試験時間終了時に回収しますので、書き込んだり、頁を折り曲げるなどして汚損しないでください。汚損行為は不正行為とみなします。
- (11) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。また、他の受験者の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、監督員が、試験時間中であっても試験場からの退出を命ずることがあります。
- (12) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。トイレに行くことも原則として禁じます。緊急の場合や気分が悪くなった場合等には手を挙げてください。

## 憲法 問題

X 県公立小中学校の教職員の労働組合 Z は、X 県が実施しようとする勤務評定に反対するために、加盟組合員に年次有給休暇を一斉に請求したうえで統一反対集会へ出席するよう、指令を出していた。組合員である Y も指令に従って休暇を取り、この集会に参加していたところ、それが同盟罷業（地方公務員法 37 条 1 項前段）にあたるとして、同法 29 条 1 項に基づき、X 県（教育委員会）から懲戒処分を受けた。

この事例において Y はどのような違憲の主張ができるか、それ（それら）についてあなた自身はどう考えるか、論じなさい。

### 【参照条文】

#### 地方公務員法

第 37 条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

2 職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始とともに、地方公共団体に対し、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に基いて保有する任命上又は雇用上の権利をもつて対抗することができなくなるものとする。

第 29 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律…に違反した場合

…

2 …

以 上

## 民法 問題

次の【事実】を読んで、後記の【設問】に解答しなさい。

### 【事実】

- 1 Aは、Bが所有する甲土地を、平成17年3月1日から現在(平成29年10月28日)まで、所有の意思をもって平穏かつ公然と占有しており、その占有を始めた時、善意でかつ過失がなかった。
- 2 一方、Bは、平成27年4月1日、Cと通謀して、甲土地をCに売り渡したように装い、登記もC名義に移転しておいたところ、Cは、同年10月1日、Bに無断で、甲土地をDに売却し、同日、Dへの所有権移転登記もしてしまった。
- 3 これを知ったAは、平成28年2月1日、Dに対し、自分が甲土地の所有者であると主張して、Aへの所有権移転登記をするよう求めた。すると、Dは、Aの主張を争い、甲土地の所有者は自分であると主張して、Aに対し、【設問2】するよう請求した。

### 【設問1】

次の各問について、理由を付して解答しなさい。

- (1) Aは、どのような法律的根拠により、自己が甲土地の所有権者であると主張すると考えられるか。
- (2) Aの上記主張に対し、Dはどのように反論すると考えられるか。
- (3) AのDに対する甲土地の所有権移転登記請求は認められるか。

### 【設問2】

事実3の下線部において、Dは、Aに対し、どのような請求をしたと考えられるか。請求の内容及びその法律的根拠を説明しなさい(請求が複数考えられる場合は、そのすべてについて説明すること)。

以 上

## 刑法 問題

Aは、ある日の午前4時半頃、甲、乙が従業員を務めるバーB店を訪れ飲食した。Aが午前5時過ぎに帰ろうとしたところ、甲から1万2千円の代金を要求され、Aは想像を超える金額に驚いたが、やむを得ず1万2千円を支払った。

Aは、料金が高かったことへの怒りから、店を出る際に店の外に置いてあったプラスチック製の看板を足で蹴ったところ、大きな音がした。これを聞きつけた甲と乙は、店の外に出て看板が倒れているのを見て、Aが蹴ったと分かって怒り、Aを店内に引きずり込み、乙がスタンド式灰皿（金属製で、高さ60センチメートル、重さ2キログラム）でAの頭部を殴打する暴行を加えた。さらに、甲は仰向けに倒れたAの顔面を拳や灰皿の金属製の蓋で殴り、Aの頭部を両手でつかんで床に打ち付け、乙も、Aの腹部を蹴ったり顔面を殴ったりするなどした上で、甲乙両名でAを店外に放り出した。

Aは、しばらく同店の入口付近にぐったりとして座り込んでいたところ、午前5時半頃、たまたま店外に出た乙が、Aを見て、「とっとと消え失せろ。」と怒鳴ったのに対し、Aが「暴力バーだと警察に訴えてやる。」と言ったので、乙はかっとなり、5分間にわたり、座り込んでいるAに対し、その顔面、頭部、胸部付近を足で踏み付けたり、蹴り上げるなどした上で、そのまま放置した。

その後、Aはたまたま通り掛かった通行人に発見され、病院に救急搬送されたが、急性脳出血のため死亡した。甲、乙が加えたいずれの暴行からも死因となった脳出血は発生し得ることが判明したが、いずれの暴行が死因となったかは不明であった。

甲及び乙の罪責を論じなさい。

以 上